

(平成23年9月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 1 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |

島根国民年金 事案411

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から同年10月まで

申立期間の国民年金保険料は、地区の納税組合を通じて納付している。申立期間のうち、昭和57年1月から同年6月までの期間については、私、夫及び義母の3人分の国民年金保険料を、同年7月から同年10月までの期間については、私と夫の二人分の国民年金保険料を納付したと記憶している。国民年金保険料の納付は、私が所持している家計簿に記録している。

一緒に納付した夫及び義母の納付記録は有るが、私の保険料の納付記録が無いことに納付できない。申立期間の国民年金保険料は納付しているため、納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間である上、申立人は申立期間を除く国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しているほか、同居の申立人の夫及び申立人の義母も、国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付しており、申立人家族の国民年金保険料の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人は、「昭和57年1月から同年6月までの期間については、私、夫及び義母の3人分の国民年金保険料を、同年7月から同年10月までの期間については、私と夫の二人分の国民年金保険料を、地区の納税組合を通じて納付した。」と主張しているところ、申立人が所持する家計簿から、申立人は、申立期間の各月、納税組合の集金人を通じて国民年金保険料を納付していることが確認でき、同家計簿に記載された申立期間における各月の国民年金保険料納付額は、法定月額保険料額の各月の納付対象人数分（昭和57年1月から6月までは申立人、申立人の夫及び申立人の義母の3人分、同年7月から10月までは申立人及び申立人の夫の二人分。）を合算した額と一致している。

さらに、申立期間当時、申立人と同じ納税組合を通じて国民年金保険料を納付していたとする隣人は、「納税組合の集金当番は、各家庭の集金額を毎月計算してから個別に各家庭を回って集金し、毎月、A金融機関できちんと納付していた。申立人の家庭も、毎月きちんと納付していた。」旨を供述しており、その供述は、申立人が所持する家計簿に記載された集金人の名前が毎月入れ替わっていることとも符合する。

加えて、申立人の夫は、申立期間当時から現在に至るまでB職種を営んでいるところ、前述の家計簿から、申立期間を含む昭和55年1月から57年12月までの期間における家計の収支状況に顕著な変化は無く、申立期間において申立人の国民年金保険料のみが納付困難であるといった特段の事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。